秋穂町弘報
発行所　山口県秋穂町大字二島九番地
秋穂町役場
編輯兼発行人　田中漢一
印刷人　橋本孫輔

町議會

二月二十六日招集された、町議會は三月五日繼續町議會を開いて次の事を議決しました

一、昭和二十五年度歳入歳出追加更訂予算
一、寄付採納について
一、秋穂町職員給與條例制定について
一、職員の服務の宣誓に關する條例制定について
一、職務に專念する義務の特例に關する條例制定について
一、職員團体の業務に專ら從事する職員に關する條例制定について
一、職員團体の登録に關する條例制定について
一、職員團体の行う交渉に關する條例制定について
一、秋穂町諸給與支給條例中一部改正について
一、秋穂町職員扶養手當支給規定廢止について
一、秋穂町職員超過勤務手當支給規定廢止について
一、秋穂町警察吏員諸給與條例中一部改正について
一、秋穂町議會常任委員會及特別委員會條例中一部改正について

昭和二十五年度秋穂町歳入歳出追加更訂豫算

歳入

平衡交付金	三、一二七、四六八
國庫支出金	一、〇二二、〇〇〇
縣支出金	一、〇六七、九〇〇
寄附金	二、九三七、一二二
町債	八六、六五〇、七二二
合計	八、八五〇、七二二

歳出

議會費	六四、二〇〇
役場費	七、三二、〇四〇
警察消防費	五、九三一、三六九
土木費	四、七〇〇、〇〇〇
教育費	七、九四、九三二
社會及勞働施設費	一〇、三六、九〇〇
保健衛生費	一、三六、三〇〇
産業經濟費	三、三六、三〇〇
財産費	一四、二六、九五〇
統計調査費	一、九六、三八〇
公債費	二、〇〇〇
諸支出費	二〇、〇〇〇
予備費	二、三六、三六〇
合計	八、八五〇、七二二

この追加更訂予算の綱成は物價上昇其の他によつて眞に止むを得ない經常的の予算の補充と災害復旧事業の本年度實施計畫が確定したので當然これに伴う予算措置を行うものであるが財源としては國庫負担金補助金、平衡交付金の增額、町税の增收を基礎としたこの歳出部面で主なるものを擧げれば職員年末手當、給與改訂、地域給引上げ促進の費用、外壓溜池調査費、議員大會自警並消防三周年記念行事の經費、縣道改修、吉佐地方事務所協樂道路協會、河川協會、砂防協會防府高等學校災害復旧、中央保健所昇格、漁港協會等の分担金があります

倘條例制定とこれに伴つて規程の廢止は地方公務員法の施行によつて當然法文化しなければならないものの外取敢えず提案したものであります

倘同時に次の事を指示されました

一、經常予算において歳入歳出差引不足額七拾余万圓は既に議決濟の越年資金の支出によるもので正當と認めるが、これが財源を一時借入金（災害費）より充用した事は一應不當と思われるが事情已むを得ないと思う。早急不足財源を予算化する樣要望する

二、徵收事務の活發化を要望する

三、キジア台風復旧工事の進捗については其の努力に對して深甚な謝意を表するが國庫負担金を獲得する樣努力し借入金の返濟を早急に手配する樣利子の關係もあるので要望する

四、一般國、縣の補助金入手に方全を期せられたい

五、歳出部面については正當の支出をしていることを認める

六、事務關係では各課とも成績は優秀である。機構、人員の配置は適切である。今後益々町政の爲に盡力して貰いたい

七、キジア台風工事、地方税法改正、財政調整資金についての骨折に對しては感謝している。今後これが整理に特段の配慮を願いたいついで新監査内田常一氏より今回の監査に立會して徹底的に監査が行われたことを認める。本年一月から自分が責任を持つことになつているのでこれが資料提出に當つては万全を期せられ度い旨の挨拶がありました

次いで二月二十六日の本議會に昭和二十五年度の經理について中間報告がなされたので町財政白書を兼ねて公表します

中間報告書

自昭和二十五年四月一日
至昭和二十五年十二月卅一日

歳入の部

本會計	二一、二五九、四五一、八六
別會計	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
合計	四四、二五九、四五一、八六

歳出の部

本會計	三一、二一〇、二一六、八五
別會計	一六、三五六、四〇一、三三
合計	四七、五六六、六二二、二五
差引殘金	三、六九三、八八八、三五
別會計内譯	
キジア及既往災害費	三、六九三、八八八、三五

譯	
調査費	五九、一二〇、〇〇
内金	五九、一二〇、〇〇
消耗費	三四、七六三、九三
燈油費	六七、〇六〇、六〇
食糧費	三一六、〇六〇、六〇
備品費	一六、三六三、四〇一、三三
合計	一六、三六三、四〇一、三三
一般歳入歳出の對照（昭和廿五年拾二月末日）	
歳入	
町税	四、八四四、一四四、六
地方財政平衡交付金	四、五六九、三六一、〇〇
公企業及財産收入	三一、一三二、〇〇
使用料及手數料	七、四〇〇、〇九九、〇〇
國庫支出金	三一〇、四〇一、〇〇
縣支出金	七、〇〇〇、〇〇〇、〇〇

繰越金	三、六五九、一六六、〇六
雜收入	四四、八〇六、〇〇〇
寄附金	六〇〇、〇〇〇、〇〇
計	三一、二五九、四五一、八六

歳出

議會費	三六九、四四四、〇〇〇
役場費	一、四六六、二一四、九九
警察消防費	九、〇〇一、三〇〇、三三
土木費	三、〇六六、二一四、九九
教育費	三、〇六六、二一四、九九
社會及勞働施設費	三、〇六九、八六〇、九一
保健衛生費	六三五、三六一、三五
産業經濟費	八三三、〇五二、三五
財産費	一四、〇六九、八六〇、九一
統計調査費	一、九六、三八〇
公債費	二、〇〇〇
諸支出費	二〇、〇〇〇
予備費	二、三六、三六〇
合計	三一、二五九、四五一、八六

秋穂町特別會計自給製塩

貸借對照表

自昭和二十二年度
至昭和廿三年度

借方	
建物	五七、八六四、〇〇〇
施設費	五、三六三、〇〇〇
備品及什器	二、九六一、〇〇〇
材料費	一、〇六三、一六六
工具費	三、〇六三、一六六
預金	一六三、一六六
計	四四、六、八六四、九

貸方	
借入金	三〇、〇〇〇、〇〇〇
未拂事業費	三一、八六四、〇〇〇
未拂利息	一五、五六八、五九
損失金	八、八九六、六一
計	四四、六、八六四、九

資産表（昭和廿四年度末）

建物	五七、八六四、〇〇〇
事務所	八、六〇〇、〇〇〇
倉庫	三、九五一、〇〇〇
煎熬上屋	一、〇〇六、〇〇〇
其他	三、一八六、〇〇〇
施設	五、一八六、〇〇〇
内譯	
塩田	一九、四〇三、〇〇〇
揚水設備	九三、〇七一、〇〇〇
鹹水槽	一七、九二〇、〇〇〇
煎熬場	一七、九三六、〇〇〇
電氣設備	九、九五九、〇〇〇
備品及什器	五、六三、〇〇〇
材料費	一、〇六三、一六六
工具費	三、〇六三、一六六
預金元利合計高	四四、六、八六四、九
計	四四、六、八六四、九

損益計算（昭和廿五年度）

借方	
損失金	一八、八五六、一六
計	一八、八五六、一六

貸方	
昭和廿四年度末	三〇、〇〇〇、〇〇〇
未拂金現在高	三一、八六四、〇〇〇
未拂利息	一五、五六八、五九
未拂塩田敷地料	一、〇〇〇、〇〇〇
整理費	四、三〇〇、〇〇〇
計	四四、六、八六四、九

繰越金	三、六五九、一六六、〇六
雜收入	四四、八〇六、〇〇〇
寄附金	六〇〇、〇〇〇、〇〇〇
計	三一、二五九、四五一、八六

歳出

議會費	三六九、四四四、〇〇〇
役場費	一、四六六、二一四、九九
警察消防費	九、〇〇一、三〇〇、三三
土木費	三、〇六六、二一四、九九
教育費	三、〇六六、二一四、九九
社會及勞働施設費	三、〇六九、八六〇、九一
保健衛生費	六三五、三六一、三五
産業經濟費	八三三、〇五二、三五
財産費	一四、〇六九、八六〇、九一
統計調査費	一、九六、三八〇
公債費	二、〇〇〇
諸支出費	二〇、〇〇〇
予備費	二、三六、三六〇
合計	三一、二五九、四五一、八六

損益計算（見込額）

損失金	一八、八五六、一六
計	一八、八五六、一六

貸方	
昭和廿四年度末	三〇、〇〇〇、〇〇〇
未拂金現在高	三一、八六四、〇〇〇
未拂利息	一五、五六八、五九
未收塩田敷地料見込額	一、〇〇〇、〇〇〇
預金	一六、三六三、四〇一、三三
計	四四、六、八六四、九

總損益計算（見込額）

繰越金	三、六五九、一六六、〇六
雜收入	四四、八〇六、〇〇〇
計	四、九九、八六〇、〇〇〇

議會費	三六九、四四四、〇〇〇
役場費	一、四六六、二一四、九九
警察消防費	九、〇〇一、三〇〇、三三
土木費	三、〇六六、二一四、九九
教育費	三、〇六六、二一四、九九
社會及勞働施設費	三、〇六九、八六〇、九一
保健衛生費	六三五、三六一、三五
産業經濟費	八三三、〇五二、三五
財産費	一四、〇六九、八六〇、九一
統計調査費	一、九六、三八〇
公債費	二、〇〇〇
諸支出費	二〇、〇〇〇
予備費	二、三六、三六〇
合計	三一、二五九、四五一、八六

昭和廿六年度予算は地方自治の確立に主眼を置いて不安定な財源を排除し何處までも町自体で健全財政を樹立して行くと云う方針で町民各位の負担である主幹税を基礎に加ふる確定した國庫からの助成を組合せた歳入財源を基に歳出を組んだ結果數字的にも事業面にも骨格を表示した点が多々あると考慮されますが來るべき六月上旬の更正に於て本年度本町の行政が明確に表明される事を期待して載きたいと思つて居ります

次に目下計畫中の事業としては産業道路の改修、産業振興の諸事業、消防署、上水道、中學校講堂、公民館等の新設、キジア災害復旧第二期工事があります

前述の財源確定の上着手することにして目下着々準備を進めていることを付加えて置きます

納税について

△町では昭和二十五年度末を控えて町税の整理を進めて居ります

△町財政を健全にするか否かは皆さんの御協力如何にかかつて居ります

△涙を振つて强制處分も致して居ります

△明るい郷土建設のために是非共御協力下さい

△四月には昭和二十六年度の固定資産税の第一期分を負擔して戴くことになつて居ります

早目に納入して下さい

三月二十八日招集された町議會は次の事を議決しました

一、昭和廿六年度秋穂町歳入歳出予算
一、秋穂町警察職員の勤務に關する條例制定について
一、秋穂町警察吏員給與條例制定について
一、秋穂町職員給與條例制定について
一、秋穂町諸給與支給條例中一部改正について
一、公安委員選任同意について
一、所屬未定地區域編入について

昭和廿六年度秋穂町歳入歳出予算

歳入

町税	四、八四四、一四四、六
地方財政平衡交付金	四、五六九、三六一、〇〇
公企業及財産收入	三一、一三二、〇〇
使用料及手數料	七、四〇〇、〇九九、〇〇
國庫支出金	三一〇、四〇一、〇〇
縣支出金	七、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
繰越金	三、六五九、一六六、〇六
雜收入	四四、八〇六、〇〇〇
寄附金	六〇〇、〇〇〇、〇〇〇
計	三一、二五九、四五一、八六

歳出

議會費	三六九、四四四、〇〇〇
役場費	一、四六六、二一四、九九
警察消防費	九、〇〇一、三〇〇、三三
土木費	三、〇六六、二一四、九九
教育費	三、〇六六、二一四、九九
社會及勞働施設費	三、〇六九、八六〇、九一
保健衛生費	六三五、三六一、三五
産業經濟費	八三三、〇五二、三五
財産費	一四、〇六九、八六〇、九一
統計調査費	一、九六、三八〇
公債費	二、〇〇〇
諸支出費	二〇、〇〇〇
予備費	二、三六、三六〇
合計	三一、二五九、四五一、八六

昭和廿六年度秋穂町歳入歳出予算

歳入

五圓也	
差引殘金なし	
内譯	
歳入	
町税	一〇、七八〇、〇〇〇
地方財政平衡交付金	五、五八〇、〇〇〇
企業及財産收入	一、二五、〇〇〇
使用料及手數料	六、四五六、〇〇〇
國庫支出金	一、七一、〇〇〇
縣支出金	四、九九、〇〇〇
繰越金	一、三一、〇〇〇
雜收入	二〇〇、〇〇〇
計	三、八九、二四五

歳出

議會費	六七、七七七
役場費	五、六九、三六〇
警察消防費	三、三四、〇〇〇
土木費	三、一三、九九
教育費	六、九七、九六六
社會及勞働施設費	七、四〇、〇〇〇
保健衛生費	一、三七、一〇〇
産業經濟費	九、九六
財産費	三、一〇〇
統計調査費	一、四一、〇二四
選擧費	六三、三六六
公債費	二、〇〇〇
諸支出費	二〇、〇〇〇
予備費	二、三六、三六〇
合計	三、八九、二四五

昭和廿六年度予算は特に地方自治の確立に主眼を置いて不安定な財源を排除し何處までも町自体で健全財政を樹立して行くと云う方針で町民各位の負担である主幹税を基礎に加ふる確定した國庫からの助成を組合せた歳入財源を基に歳出を組んだ結果數字的にも事業面にも骨格を表示した点が多々あると考慮されますが來るべき六月上旬の更正に於て本年度本町の行政が明確に表明される事を期待して載きたいと思つて居ります

次に目下計畫中の事業としては産業道路の改修、産業振興の諸事業、消防署、上水道、中學校講堂、公民館等の新設、キジア災害復旧第二期工事があります

前述の財源確定の上着手することにして目下着々準備を進めていることを付加えて置きます

◆會と催◆

☆自治体警察、消防設置三週年記念式について

三月七日午前十時から警察署階上で自治体警察設置並に消防設置三週年記念式を行い永年勤續者として高田署長、板村警部補優良警察官として開地巡査、成績良好として入江巡査がそれぞれ表彰され藤田元公安委員に對しては自治体警察設置について特にその功績がたゝえられ感謝状が授與されました

消防關係者についても勤續二十年、十五年とについて十二名の方に表彰状の授與があり記念撮影をすまして警察消防と仲好く手を組んで町内を行進し一般町民の方に感謝と御協力を御願いを終りました午後二時有意義に當日の式典

☆日本赤十字社モデル地區救急法講習會開催

三月八、九日の兩日本町が「モデル地區」に制定されて初めての試みとして秋穂中學校體育館で救急法の講習會が開催されました。講師は山口支部の宮崎救護課長、婦人會、女子青年團の方々が各部落から參集延五四名で終始熱心に受講され多大の効果を擧げました

尙今回受講された方が部落單位に中心となつてこの救急法を普及されることになつて居ります

ので一人でも多くの方がこれを体得せられる樣希望して居ります

☆蔬菜栽培講習會開催

三月七日午後一時から五時半まで秋穂農協階上で藤改良課伊藤技師をお招きして「今後に於ける蔬菜栽培について」有益な講習會を催しました。受講者は三十五名で今後もこゝゆう講習會を開催したいと計畫して居ります。その際には多數聽講されますからその際には多數聽講され様心掛けて戴き度いと思つて居ります

△總務課から▽

◉町職員採用試驗實施

三月十二日午前一時から町職員採用試驗を實施したところ受驗者は男女合せて廿七名であつて委員に於て嚴重な考査を行つた結果次の者が採用予定者として決定しました

（イロハ順）

原田貞子　時繁健四郎
大國正己　津田裕雄
中川忠人　中田典明
長田昭子　安田光子
福島喜久　藤原榮
末繁光美　末繁亨子
繁修

★　★　★

◆町職員異動

町職員の一部異動が次の通り發令されました

主事　井方敏弘
教育課長を命ずる
書記　岡廣勘二
秋穂町主事補に任用する
主事補　岡廣勘二
厚生課長を命ずる
書記　林美和子
牧入役室勤務を命ずる
書記　原田温子
願によつて職を免ずる
書記　安井ウメノ
秋穂町警察署勤務を命ずる
津田典人
秋穂町廳を命ずる
税務課勤務を命ずる
中川忠雄
秋穂町廳を命ずる
税務課勤務を命ずる
安藤明
秋穂町廳を命ずる
税務課勤務を命ずる
長田昭典
秋穂町廳を命ずる
施設課勤務を命ずる
原田貞子
秋穂町廳を命ずる
産業課勤務を命ずる
(三月十九日付)

尚末繁亨は農業改良委員會嘱託として三月廿日から就任しました

◆公安委員選任

公安委員の中川恒雄氏は三月六日で任期滿了になりましたが再選せられ引續いて委員として心配されることになりました

産業課から

昭和二十六米穀年度主要食糧需給計畫について

(食糧係)

農林省では二十六米穀年度に於ける主要食糧の需給計畫を檢討して居たが十二月五日別項の通り同計畫を纏めたこれに依れば供給總量千百參拾貳万七千噸(七千五百五拾壹万參千石)

需要量
九百貳万四千噸(六千拾六万石)

で差引廿七米穀年度持越高貳百參拾万參千噸(千五百參拾五万石)となりこれは本米穀年度えの持越高に比し三百六十四万七千石下回つている

これは本年產米の收穫が作柄不良で予想より惡く供出量が三百万噸に緩和されたことと朝鮮亂以後の國際狀勢の變轉に依り輸入食糧の入荷見込が安定しないことなどに依るもので從つて廿七米穀年度は本米穀年度より以上に需給事情の好轉は望めずこの爲廿七年度產米からの主食の全面的統制撤廢は到底困難であることが予想される本米穀年度に於ける秋穂町需給計畫は左の通りであります

需要總量
八百九〇噸一一九瓩(五千九百卅三石九斗)

でその內譯は

消費世帶
五百卅トン五九九瓩(三千五百卅七石三斗)

となり人口の自然增加などを勘案して昨年度の配給實績より四五トン三三九瓩の增となり

生產世帶については
二百六十三トン七四九瓩(千七百五八石三斗)

でキジア台風災害が牧畜に影響し昨米穀年度配給實績より七三トン七六一瓩の增加となり一般勞務の加配については產業の發展なかんづく土木工事の振興に伴う勞務者の增加を見越し昨年實績より一トン二一瓩增六〇トン二三九瓩となり其の他の所要量は左の通り

結員用
三四トン二八一瓩

妊婦用
六四六瓩

應急用
六〇五瓩

昭和二十六年產米生產目標について

昭和廿五年產米生產目標高
一〇、四五三石

昭和廿六年產米生產目標高
一〇、六九二石

昨年との增加高
二三九石

本年三月卅一日を以て食糧確保臨時措置法は一應解消され今までの樣な事前割當はなくなります。しかし乍ら食糧管理法が存續して居りますので食糧の供出割當は行われます

即ち收穫時期の檢見生產高に依り供出割當が行われます。廿六年度に於て國の方針に依り食糧增產與農遞動が展開され本町に於ても本主旨に則り增產運動を行つて居ります。

農家の皆樣に於かれましても其の主旨を体得され增產技術面に於て不明な点があれば農業改良普及員協同組合經營部農業課職員を充分活用になり益々食糧增產に邁進される樣特に御期致します

☆ 偽個人別生產目標については近日中に指示します ☆

中小企業見返資金融資について

山口縣商工部より今回中小企業見返資金融資(企業資金貸付)について左の如く通牒がありました從來毎四半期(三月末の三億圓より九億圓に增額されその結果本年第四半期(廿五年一月・三月)に於て前期の繰越を含めて一四億五千万圓となつて居りますが關係業者の該資金借入申込が漸減の現狀で年度末迄に該資金の全額使用(貸出)も危ぶまれた狀況で万一消化し切れない場合には明年度枠(廿六年度見返資金額)にも影響し中小企業者としては多大の不利益を招く結果となりますので右該當希望者は利用される樣にお知らせ致します

尚詳細について御希望があれば町役場產業課商工係にお問合せ下さい

臨時農耕地調査について

終戰後全國的な食糧不足を切り拔ける爲に昭和廿三年七月廿日食糧確保臨時措置法が施行され食糧統制が增々强化されて來たのであります。この規則によつて市町村長は農家個々に對して政府が指示する供出數量を適正に割當しなくてはならないのです

公正な割當をするには秋穂町の農耕地面積の適確なる把握と土質環境等の精密な調査の必要が痛感されたのです。當時町は廿年に調査されたものを除く外全町一貫した調査資料もなく供出數量を公正に割當調整委員を始め部落割當委員等困難を極めこの窮狀打開の道として昭和廿四年秋穂町の農耕地調査の必要を議會に提議されあらゆる角度から討議され議決するところとなり昭和廿四年四月一日より調査に着手するところとなつたもの

秋穂町の農耕地調査の必要を議會に提議されあらゆる角度から討議され議決するところとなり昭和廿四年四月一日より調査に着手するところとなつたもの

年度第一年度計畫は諸準備及び對地調査により著しく地形の變化せるものを平板測量により約二千筆を實施この調査による面積で二十五年度の供出割當はなされました。第二年度四月より全面的に西本郷宮ノ且地區より測量及び調査中でありますが地形地目等も旧圖面と現況と甚だ相違するものがあり台帳面では畑は畑であるのに現況では林立木(約三十年生)地等又台帳にも分筆圖にも全く籍がなく山奥の開畑と同樣無籍地面積も相當數に上り又宅地田畑等いづれも相違するものが七%强という狀態であります

現段階には農家自らも自分の耕地及び其周邊の情況を知る程度であり之を結集した調査資料を作製することによつて秋穂町六百五十町歩の耕地の土質環境を詳細に把握し秋穂町農業政策の革新を圖り農業計畫も樹立なされるものと考えます

農家經濟の面から考えてみましても主食の統制が逐次緩和されつつある觀は誠に嬉しい限りであります

農業經濟の合理化を圖ることによる經濟の好轉も考えられます。農地の交換分合農業土木を强力に推進し特產物の導入研究を圖り產業振興を統轄し副委員長は委員長を補佐する

委員會は調査の完璧を圖る爲專門部を置くことが出來る

第一條　事務局は委員會の議決に基き委員長の指示により本業務を執行する

第十二條　本調査完遂のため町內小字區毎に地區委員若干名を設けるものとする

地區委員は地區耕作者の互選によりその中より委員長一名を選出の上本委員會に報告する

但しの前項の委員選出困難な場合は地區を併合し互選するも妨げなし

第十三條　地區委員は本委員會と共に第三條の目的完遂のため地區內の調査に當り資料を提供するものとする

第十四條　本い員會の會議は左に依り委員長が招集するものとする

一、い員長が必要と認めたとき

二、い員の三分の一以上の要求があつたとき

第十五條　本い員會の會議は過半數のい員が出席しなければ開くことが出來ない

議決は出席い員の過半數の同意がなければいけない

第十六條　本い員に關し必要なる細則はいずれにこれを定める

附則一、本規定の改廢は委員會に決議を以つて之を行うものとする

二、本規程は昭和二十四年九月　日からこれを施行する

三、農地台帳及び農地分筆圖の作製

四、其の他

第四條　本委員會は町役場內に設置する

第五條　本委員會は十五名の委員を以て構成する

第六條　本委員會は左の役員を置く

委員長　一名
副委員長　三名

第七條　委員長は町長、副委員長は委員中より委員が互選する

委員は左の各號の定員により委員長がこれを選任する

農業調整委員會　五名
農業改良委員會　三名
農業協同組合　二名
學識經驗者　二名

第八條　本委員會は事務局を設け職員若干名を置く

第九條　事務局の局長及び職員は委員會の合議により之を定め委員長之を任免する

第十條　委員長は委員を統轄し副委員長は委員長を補佐する

委員會は調査の完璧を圖る爲專門部を置くことが出來る

第十一條　事務局は委員會の議決に基き委員長の指示により本業務を執行する

第十二條　本調査完遂のため町內小字區毎に地區委員若干名を設けるものとする

地區委員は地區耕作者の互選によりその中より委員長一名を選出の上本委員會に報告する

但しの前項の委員選出困難な場合は地區を併合し互選するも妨げなし

第十三條　地區委員は本委員會と共に第三條の目的完遂のため地區內の調査に當り資料を提供するものとする

第十四條　本い員會の會議は左に依り委員長が招集するものとする

一、い員長が必要と認めたとき

二、い員の三分の一以上の要求があつたとき

第十五條　本い員會の會議は過半數のい員が出席しなければ開くことが出來ない

議決は出席い員の過半數の同意がなければいけない

第十六條　本い員に關し必要なる細則はいずれにこれを定める

附則一、本規定の改廢は委員會に決議を以つて之を行うものとする

二、本規程は昭和二十四年九月　日からこれを施行する

秋穂町臨時農耕地調査委員會規程

第一條　町條例に基いて本規程を定める

第二條　本委員會は本町全耕地の實態を調査し各作物の綜合作付計畫及び生產制當の公正を圖り以て農業の生產意欲の昂揚と經濟の安定を圖ることを目的とする

第三條　本委員會は前條の目的を達する爲に左の事業を行う

一、農地及び耕作可能實面積の調査

二、主要食糧作物の生產地力の調査

三、農地台帳及び農地分筆圖の作製

四、其の他

第四條　本委員會は町役場內に設置する

第五條　本委員會は十五名の委員を以て構成する

第六條　本委員會は左の役員を置く

委員長　一名
副委員長　三名

第七條　委員長は町長、副委員長は委員中より委員が互選する

委員は左の各號の定員により委員長がこれを選任する

農業調整委員會　五名
農業改良委員會　三名
農業協同組合　二名
學識經驗者　二名

第八條　本委員會は事務局を設け職員若干名を置く

第九條　事務局の局長及び職員は委員會の合議により之を定め委員長之を任免する

第十條　委員長は委員を統轄し副委員長は委員長を補佐する

委員會は調査の完璧を圖る爲專門部を置くことが出來る

第十一條　事務局は委員會の議決に基き委員長の指示により本業務を執行する

第十二條　本調査完遂のため町內小字區毎に地區委員若干名を設けるものとする

地區委員は地區耕作者の互選によりその中より委員長一名を選出の上本委員會に報告する

但しの前項の委員選出困難な場合は地區を併合し互選するも妨げなし

第十三條　地區委員は本委員會と共に第三條の目的完遂のため地區內の調査に當り資料を提供するものとする

第十四條　本い員會の會議は左に依り委員長が招集するものとする

一、い員長が必要と認めたとき

二、い員の三分の一以上の要求があつたとき

第十五條　本い員會の會議は過半數のい員が出席しなければ開くことが出來ない

議決は出席い員の過半數の同意がなければいけない

第十六條　本い員に關し必要なる細則はいずれにこれを定める

附則一、本規定の改廢は委員會に決議を以つて之を行うものとする

二、本規程は昭和二十四年九月　日からこれを施行する

割引國債農地証券の政府買上償還について

標記件について日本銀行國債局長から左記の通り通知がありましたから御知らせ致します

戰時中に購入された割引國債或は農地攻革に伴う農地証券を政府が買上償還を昨年以來引續き實施して居りますから集配事務店を取扱う郵便局や日本銀行代理店を通じ御持參の上償還を受けられる樣御奬め致します

縣知事、縣議會議員選挙に就てお知らせ

一、補充選擧人名簿登錄申請について

來る四月三十日には縣知事、縣議會議員の任期滿了による改選選擧が行われますが選擧人名簿に登錄されていない人は投票をすることが出來ませんので次の事項に該當する人は本町の選擧管理い員會で補充選擧人名簿を作つていますので登錄の申請をして下さいます

(一)年令要件
昭和六年五月一日以前に生れたもの

(二)住所要件
本年の二月一日以前から本町に住んでいるもの

(三)昨年十二月二十日で確定した選擧人名簿に登錄洩れのもの

補充選擧人名簿に登錄を要する人は四月八日までに町役場選管に出の上大海出張所に印章持參の上申請下さい

二、縣知事立候補者立會演說會開催について

縣知事候補者の立會演說會が吉敷郡內で本町一ケ所の此機會に直接見又聞いてどの候補が私達の代表としてすべてをまかせるに足る人であるかどうかをよく研究して投票して四月三十日までは必ず投票に行くようにして下さい

一、期日　四月十三日
一、時間　午後七時半より
一、場所　秋穂小學校講堂

三、不在者投票について

投票當日(四月三十日)公務又は業務に從事者、病氣、負傷妊娠、產婦の者又止を得ない用務の爲他の市町村に滯在中の者これらの人は選擧期日の前日までに不在者投票が出來ますので奮確することのない樣この制度を活用下さい。投票の方法は官公廳、會社、工場の場合には其の長その他は醫師助產婦の証明書を附し自分が直接又は郵便或は同居の親族によつて請求し投票して下さい。詳しくは町選擧管理い員會にお尋ね下さい

選擧運動について

1、言論によるもの

A、公營のもの
イ、個人演說會
前二日迄に申込まば公營施設(小學校講堂)で回數に制限なく演說出來る

B、自由のもの
イ、公營の特定の建物施設以外の個人演說の會
ロ、候補者自身が親族禁止の會場に立會入
ハ、連座制行爲、個人演說會(應援辯士でもよい)

C、禁止のもの
イ、選擧當日に於ける選擧運動
ロ、候補者以外の戶別訪問
ハ、教育者がその地位利用の運動
ニ、氣勢を張る行爲
ホ、午後十時より翌朝六時迄の運呼行爲
ヘ、街頭演說

2、文書圖畫による選擧運動

A、公營のもの
イ、候補者當選別指名掲示
B、自由のもの
イ、縱四一糎横二八糎のポスター一種一枚
ロ、國政選擧の場合は公共の掲示場に印章持參の上申請下さい
ハ、來場者用の文書圖畫
ニ、選擧事務所表示の文書圖畫內容、所定法、色に制限
ホ、限定なし
ヘ、個人演說會
ト、場所の掲示
チ、文書頒布
リ、新聞掲載
ヌ、候補者圖畫
ル、立候補者一人一枚
ヲ、出証明書に要する

C、禁止のもの
イ、公營による制限內で及び個人に行いうるもの
ロ、自由書圖畫の文書頒布でも內容が法令に違反するもの

★編輯室から★

弘報第三號を御手許え御送りするのが大變遲れて申譯ありませんでした。年度末と年度始めで皆さん方に出來るだけ多くの事を御知らせする爲つい發行が延びました

いつも乍ら御願いしてある本弘報に對する御意見を御寄せ下さい。編輯部ではそれを御待ちして居ります